

## ◎環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

(平成二八年一二月一六日法律第一〇八号)

### 一、提案理由 (平成二八年四月六日・衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会)

○石原国務大臣 ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、環太平洋パートナーシップ協定を締結し、これを実施するため、必要な関係法律の規定の整備を総合的、一体的に行うものでございます。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、関税暫定措置法等を改正し、原産地手続及びセーフガードに係る手続等の規定の整備を行うこととしております。

第二に、知的財産の適切な保護を図るため、著作権法等を改正し、著作物等の保護期間の延長等の規定の整備を行うこととしております。

第三に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を改正し、外国にある登録認証機関の監督等の規定の整備を行うこととしております。

第四に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を改正し、競争上の問題を合意により解決するための制度に関する規定の整備を行うこととしております。

第五に、畜産物の価格安定に関する法律等を改正し、牛、豚の生産者に係る経営安定を図るための規定の整備等を行うこととしております。

第六に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律を改正し、国際約束により諸外国と相互に農林水産物等の地理的表示を保護できる規定の整備を行うこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨です。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

### 二、衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員長報告 (平成二八年一月一〇日)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、同協定を締結し、これを実施するため、関税暫定措置法、著作権法、独占禁止法、畜産物価格安定法等必要な関係法律の規定の整備を総合的かつ一体的に行うものであります。

両案件は、第百九十回国会の四月五日に本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、

翌六日に本委員会において岸田外務大臣及び石原国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、七日から質疑に入り、総括質疑及び一般質疑をそれぞれ三日間行い、今国会まで継続審査に付されたものであります。

今国会におきましては、十月十四日に質疑に入り、両大臣及び山本農林水産大臣等に対する質疑や、安倍内閣総理大臣の出席を求めての五日間の総括的集中質疑のほか、農業、食の安全等及び知財、I S D S等のテーマごとに参考人質疑を行い、また、北海道及び宮崎県においていわゆる地方公聴会を行うなど、慎重に審査を重ね、去る十一月四日、締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局いたしました。引き続き、討論を行った後、順次採決いたしましたところ、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件は承認すべきものと議決し、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（平成二八年十一月四日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 T P P協定内容及び効果について広く国民の理解を得て、その不安を払拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めること。
- 二 農林水産物の重要品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）について、経営安定及び安定供給のための万全の対策をとること。日本の食文化を守るため、食育の推進に努めること。また、攻めの農林水産業への転換に向けて、農林水産業の体質強化と競争環境の整備等の対策を講ずること。
- 三 S B S米の入札に当たっては、不透明な金銭のやりとりにより国民の疑念及び農家の不安を招くことがないように、調整金に対応する必要な措置を講ずること。
- 四 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え農作物の規制、B S Eに係る牛肉の輸入措置等において、科学的根拠や分別生産流通管理に基づく厳正な措置を講ずるとともに、加工食品の原料原産地表示の拡大を通じ、食の安全・安心を確保すること。特に、遺伝子組換え食品の表示義務について、国民にとってわかりやすいものとなるよう検討を加えること。また、必要な検疫・検査体制を確保すること。
- 五 輸出の拡大に向けて、国内産業の競争力強化対策を講じ、新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーンの構築支援策等を早急に具体化すること。特に、中小企業・小規模事業者のための相談・支援体制に万全を期すこと。
- 六 特許、商標、著作権制度の変更に当たり混乱が生じないように、必要な措置を講ずること。特に、著作権制度の変更については、二次創作活動の萎縮を招くことのない

いよう、非親告罪化や法定損害賠償制度について、丁寧な説明に努めること。

七 TPP協定の早期発効に向けて引き続き努力すること。また、国益を損なうような協定の再交渉には応じないこと。

### 三、参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員長報告（平成二八年一月九日）

○林芳正君 ただいま議題となりました協定及び法律案につきまして、環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、TPP協定の締結に伴い、関係法律の規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、両案件を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、石原国務大臣、岸田外務大臣、山本農林水産大臣等に対して質疑を行ったほか、北海道及び茨城県に委員を派遣しての地方公聴会並びに中央公聴会を行うとともに、三度にわたり参考人からの意見を聴取するなど、慎重かつ熱心な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、TPP協定の意義と我が国の今後の通商政策の在り方、米国を始めとする各国の国内手続の動向と我が国の方針、関税の撤廃等が農林水産業に及ぼす影響と国内対策、農林水産品の輸出拡大及び中小企業の海外展開への支援策、食の安全を確保するための体制等の在り方、医療保険制度、薬価等に及ぼす影響、著作物の利用や創作活動等に及ぼす影響、ISDS手続が本協定に盛り込まれたことの是非と我が国が提訴される懸念等ではありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、両案件を一括して討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して野田委員より両案件に反対、自由民主党及び公明党を代表して三浦委員より両案件に賛成、日本共産党を代表して紙理事より両案件に反対、日本維新の会を代表して高木委員より両案件に賛成、希望の会（自由・社民）を代表して福島委員より両案件に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、環太平洋パートナーシップ協定は多数をもって承認すべきものと決定し、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。